

< 報道発表資料 >

令和 7 年 5 月 1 3 日  
京都市子ども若者はぐくみ局  
子ども若者未来部子ども家庭支援課

## 子ども家庭支援課分室の移転と連絡先の変更

子ども家庭支援課分室（以下「分室」という）は、「児童手当制度」、「子ども医療費支給制度」、「高校進学・修学支援金支給事業」、「不妊治療費等助成事業」の各制度専用窓口として申請の受付等を行っています。この度、北庁舎の完成に伴い、令和7年6月16日（月）から、分室が北庁舎に移転し、連絡先が変更となります。

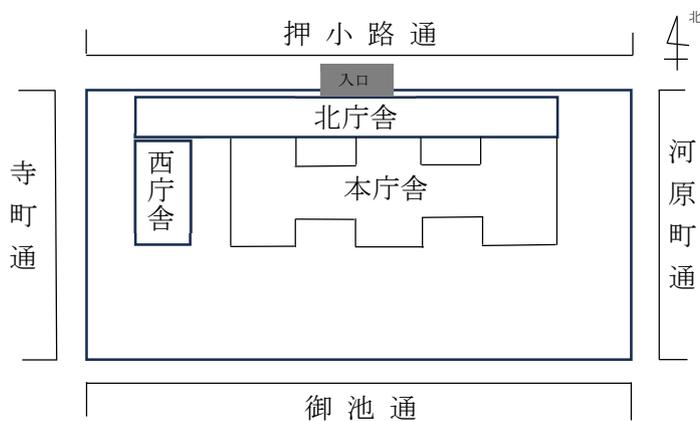
### 【概要】

#### ● 移転先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎 6階（入り口は押小路通に面しています。）



#### ● 移転日

令和7年6月16日（月）

※現在の場所（井門明治安田生命ビル3階）での申請受付等は6月13日（金）まで

#### ● 電話番号及びFAX番号

電話番号：075-222-3777（変更あり）

FAX番号：075-251-1132（変更なし）

● 受付時間

午前8時30分～午後5時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）（変更なし）

● 受付場所・方法

これまでどおり、お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（右京区役所京北出張所管内にお住まいの方は、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当及び第二担当、神川出張所）にて申請書等の受け付け及び制度に関する一般的なお問合せには対応します。

・ 郵送での手続き

各種申請書は、各制度のページからダウンロードしていただき、子ども家庭支援課分室まで郵送してください。

・ 窓口での手続

分室または最寄りの区役所・支所（子どもはぐくみ室）、京北出張所（保健福祉第一担当及び第二担当）、神川出張所で提出してください。

※ お住まいの区役所・支所でなくても提出できます。

● その他

<本事業に関するお問合せ先>

京都市子ども家庭支援課分室

電話：075-251-1123

<報道機関からのお問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-746-7625